

特定非営利活動法人環境経営学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人環境経営学会と称し、英語では、Sustainable Management Forum of Japan (略称 SMF) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、応用哲学、「人工環境学」をはじめとして、工学、経営学その他の関連諸科学と諸経験を総合し、“マネジメント フォー サステナビリティ”(環境循環型経営)の確立のため、研究者、経営者、市民の理論的・実証的研究の場を開設し、地球環境問題対応の戦略とプロセスを明らかにし、キー・ポイントでの方法論・手法を策定するための体系的な共同研究、調査、情報発信、表彰を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 研究・調査の実施

- ① 利潤の追求、環境保全、倫理の確立の三者が共に成り立つような社会のシステムの形成の研究と提案。
- ② 産業活動・経営のグリーン化(環境配慮)へのインセンティブ(動機付け)の研究と提案。
- ③ 新たな地球環境創造に向けての戦略と事業モデルの研究。
- ④ サステナブル(循環型)社会のための大学、企業、市民、行政間シェアリング(分配)の研究と提案。
- ⑤ 科学哲学、経営哲学の反省並びに新しい企業理念と企業文化の策定。
- ⑥ マスコミ論又は代替コミュニケーション技術の研究。
- ⑦ 経営の環境リスクとその回避策の研究。
- ⑧ 地球環境リスクの測定、評価理論の研究。

- (2) 環境に興味をもたれる方への研究報告会・講演会の開催。
- (3) 環境に関する各種情報のホームページ等による世界への情報発信。
- (4) 機関誌・学会誌・図書の発行。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人の正会員、または賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面もしくは電磁的方法をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の一に該当する場合には、理事会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会

を与えなければならない。

第3章 役員等

(種別および定数)

第12条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上40名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

理事のうち、1名は会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常任理事とする。

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 理事のうち会長、副会長は総会において選任する。
- 3 専務理事、常任理事は理事会において互選する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事会またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長はこの法人を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は会務の執行を指揮する。
- 4 常任理事は会務の執行を分掌する。
- 5 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、会務の執行に当たる。
- 6 監事は次に挙げる職務を行う。
 - (1) 理事の会務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の会務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または関係ある所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の会務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければいけない。

(欠員補充)

第 16 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第 19 条 本会に名誉会長、特別顧問、顧問、幹事をおくことができる。

2 名誉会長、特別顧問、顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

3 幹事は理事会の決議を経て会長が委嘱し、会務の執行につき理事を補佐する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種類とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散及び合併。

(3) 事業計画及び予算並びにその変更。

(4) 事業報告及び決算。

- (5) 役員を選任または解任及びその職務。
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (7) その他運営に関する重要事項。

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は次に挙げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 6 項第 (4) 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければいけない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までには通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

（総会での表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前号の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合にあつてはその数を記載すること）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 31 条 理事会はこの定款に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は次に挙げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は前条 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までには通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法によって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前号の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつてはその数を記載すること）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構 成)

第 38 条 この法人の資産は次に挙げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第 39 条 この法人の資産は特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得

なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は法第 11 条 3 項により、総会の議決したところへ譲渡するものとする。

（合 併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事 務 局

（事務局の設置）

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長の任免は理事会の議決により会長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決をもって定める。

第 10 条 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(平成 30 年 5 月 26 日改定)

沿 革

平成 14 年 2 月 7 日	登記	
平成 14 年 9 月 25 日	改訂	(第 13 条)
平成 15 年 5 月 17 日	改定	(第 13 条、14 条、15 条、20 条、評議員・運営委員会に関する章・ 条文の削除、及び削除に伴う以降の章・条文数の繰上げ。)
平成 17 年 5 月 20 日	改定	(第 2 条 事務所所在地の変更)
平成 18 年 5 月 12 日	改定	(第 2 条 事務所所在地の変更)
平成 21 年 6 月 5 日	改定	(第 13 条 理事定員数の変更)
平成 22 年 5 月 29 日	改定	(第 2 条 事務所所在地の変更)
平成 25 年 5 月 25 日	改定	(第 2 条 事務所所在地の変更、第 5 条事業の種類を追加、 第 8 条 会費決定機関の変更、第 10 条 退会届け出先の変更、第 11 条 除名手続きの変更、第 19 条 役員報酬決定機関の変更、 第 20 条 特別顧問職の追加、第 23 条 総会の権能の関連変更、 第 25 条 総会の招集に電磁的方法を追加、第 29 条 総会の議決 に電磁的方法を追加、第 30 条 総会の議事録に電磁的方法によ る表決者数を記載、第 34 条 理事会の招集に電磁的方法を追 加、第 37 条 理事会の表決に電磁的方法を追加。及び表決権の 委任規定を追加、第 38 条 理事会の議事録に電磁的方法による 表決者数を記載、第 57 条 事務局長の任免規定を変更、第 58 条 事務局の組織及び運営に関する議決機関の変更)
平成 28 年 2 月 12 日	改定	(第 6 条 賛助会員制度の創設、第 7 条 会員の入会について、 以下、会員を正会員と変更することによる変更、第 22 条 総会 の構成、第 23 条 総会の定足数、第 28 条 総会の議決、第 29 条 総会での表決権等、第 51 条 定款の変更、第 52 条 解散、 第 53 条 合併)
平成 29 年 9 月 29 日	改定	(法改正 (平成 24 年 4 月施行) に基づく改定、第 12 条 抛出金 品の不返還 削除 (以下、条ずれ)、第 22 条 総会の機能、第 38 条 資産の構成、第 44 条 予算、第 45 条 暫定予算、第 47 条 予 備費 削除 (以下、条ずれ)、第 47 条 事業報告及び決算、第 49 条 定款の変更、第 50 条 解散、第 51 条 残余財産の帰属)
平成 30 年 5 月 26 日	改定	(第 12 条 役員の数、および法改正 (平成 29 年 4 月施行) に基づく改定、第 53 条公告の方法)

付 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に係らず、この法人の成立の日から平成 15 年度通常総会日までとする。

- 4、この法人の設立当初の事業年度は、第 58 条の規定に係らず、この法人の成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 5、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 59 条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。
- 6、この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に係らず、個人年会費 10,000 円、及び団体年会費 100,000 円とする。

設立当初の役員

役職名	氏名	備考
理事	西 澤 潤 一	会長
同	三 田 和 美	会長代理
同	山 本 良 一	副会長
同	鈴 木 幸 毅	同
同	山 下 洋二郎	同
同	青 木 修 三	
同	石 崎 忠 司	
同	太 田 雄一郎	
同	大 西 寛 文	
同	木 俣 信 行	
同	小 林 料	
同	丹 下 博 文	
同	中 原 秀 樹	
同	福 島 哲 郎	
同	堀 内 行 蔵	
同	三 橋 規 宏	
同	宮 澤 龍 平	
監事	上 田 武	
同	榎 宏	

上記は定款に相違ありません。

環境経営学会
会長 後藤 敏彦